

## 現代の情報社会における「インターネットとプライバシー」の検討： 法学、政治コミュニケーション論からのアプローチをベースに

羽賀由利子（金沢大学 人間社会研究域 法学系）

FORMACION ANTONIO JR PRUDENTE（九州大学 法学研究院）

山本竜大（金沢大学 人間社会研究域 法学系）

李洪千（東京都市大学 メディア情報学部）

情報社会の高度化は、私たちの生活を便利にする一方、ビッグデータの生成・処理にかかる不安につながる出来事も出現している。このアンビバレント（ambivalent）な情報環境を理解する時、「忘れられる権利」などの諸権利の主張と制度整備や変更の必要性が浮上し、重視されつつあることを踏まえると、新たな時代の要請に応じた社会ルール作りがどのように進んでいるかという根本的な課題が設定される。

また、社会情報を捉える方法が多様化した結果、多層的なデジタル情報空間に、程度の差はあれ、諸アクターの関与、関係を考慮しながら、それらの活動（の是非）が可能な限り客観的に議論する必要がある。先の問いに対して解決に至る処方箋を得るには、法律や制度（の整備）、メディア論、政治情報論などの諸領域を横断的・動的に検討する必要もありそうだ。そこで、本ワークショップは法学と政治学あるいは政治コミュニケーション論をベースに、諸問題が出現する社会フレームワークの理解を深めたい。

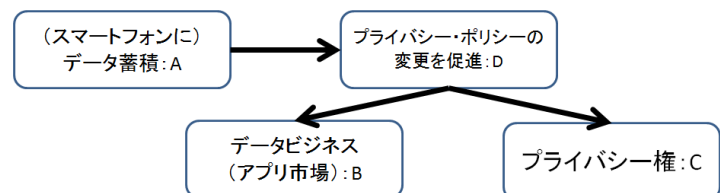
より具体的に記すなら、ここで法学的アプローチの矛先をプライバシーの現代化に向ける。生成期のプライバシーは、「放っておいてもらう権利」、あるいは「私生活上の事柄をみだりに公開されない法的保障・権利」と位置付けられていた。ところが、社会の情報化に伴い、プライバシーはより積極的な「自己情報コントロール権」へと転換した。この潮流から、情報の主体となる者（データ主体）は、個人情報の管理者に対し、自分の情報の開示・訂正・削除を請求できる。この結果として生じる（ビッグ）データの管理者とデータ主体のプライバシーとの間の法的緊張関係が、現代の情報社会では不可避の問題である。

さらに、検索サイトという社会インフラの出現・発展により、これまで散在していた断片的な情報の収集が可能かつ容易になり、その組み合わせによる個人特定（プロファイリング）が可能になった。このような背景から、「新たなプライバシー」と言われる「忘れられる権利」が提唱され始めた。この権利は検索サイトに検索結果の削除を求める権利であり、欧州司法裁判所で初めて認められ、我が国でも問題となっている。これを、従来のプライバシーとの関係でどう位置づけるべきか。

次に、政治コミュニケーション論の視座から、民間の普及が始まってからおよそ四半世紀間におよぶ「インターネットとプライバシー」についての伝えられ方を新聞記事から検討する。具体的には全国紙上の該当記事に形態素解析とネットワーク分析を加え、その特徴について理解を深めたい。話題提供としての主なリサーチ・クエスチョンは、①「インターネットとプライバシー」に関する記事は経済面で登場しやすいのか？と②情報に関わる諸政策は、市民の支持を受けて推進されてきたのか？である。

そして、今日のデータ利用とプライバシーの関係について注目する事例として、スマートフォンで稼働するアプリケーションの利用はプライバシーやそのデータと結びつくため、データの活用と消費者の権利が交錯する。このワークショップでは「より多くの A データをスマートフォン上に蓄積するほどに、一層アプリケーションに関連する B データビジネス（アプリ市場）と消費者の C プライバシー権双方に影響する D プライバシー・ポリシーの変更を促進、

生じさせる決定因として A それは重要になる」という論点に対して、内外のプライバシー・ポリシーの変更（のタイミングと実際の変更実施）からアプローチする。この分析から、この2つの変数の関係が実体的に存在するかを検討する（右図参照）。



【Key Words】インターネット、プライバシー、記事分析、忘れられる権利、プライバシー・ポリシー  
※本研究内容は、KDDI 財団からの研究助成をうけて進行するものであり、その研究成果の一部である。また、本ワークショップの一部は英語によって発表、発言される。